

令和5年度 第1回青少年問題協議会定例会 会議録

日時 令和5年7月21日(金) 午前10時30分～午前11時44分
場所 千代田区役所4階 401～403会議室

議事日程

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 委員紹介
- 4 報 告

(1) 最近の少年非行の状況

神田警察署生活安全課長代理

(2) 東京都児童相談センターにおける相談状況について

東京都児童相談センター相談援助担当課長

(3) 各団体における青少年健全育成施策について

ア 千代田区

(ア) 「自殺対策」 保健福祉部健康推進課保健相談係長

(イ) 「LGBTQへの支援、理解促進」

地域振興部国際平和・男女平等人権課長

イ スポーツ推進委員協議会 会長

ウ 千代田地区人権擁護委員会 委員

- 5 意見交換
- 6 閉 会

子ども総務課長

皆様、おはようございます。本日は、ご多用のところ、また、大変お暑い中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

事務局を務めます子ども総務課長の小玉と申します。本日は、どうぞよろしく願い申し上げます。

なお、本会は、千代田区附属機関等の設置及び運営並びに会議等の公開に関する基準第7条の規定に基づきまして、公開とさせていただきます。

それでは、開会に当たりまして、会長の樋口区長からご挨拶を申し上げます。

樋口会長

皆さん、おはようございます。千代田区長の樋口です。令和5年度第1回青少年問題協議会開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日も暑い中、お越しいただきまして、ありがとうございます。また、日頃より区政各般にわたり、ご理解、ご協力を賜っております。厚く御礼を申し上げます。

もう皆様ご存じのとおり、青少年を巡る問題は多岐にわたっております。特に、最近報道でも多くありますように、SNSに起因するトラブルといったものが多くございますし、また、それに関して、性被害といったような波

及も起こっているところでございます。そうした意味では、重ねて申し上げていまして、行政だけでなく、地域の皆様、ご家庭、学校、そして、事業者の皆様と連携しながら対応してまいりたいと考えております。

また、令和5年4月1日からは、こども家庭庁が発足されました。一方で、千代田区におきましては、子育ての部門と、あるいは教育の部門、既に一体化をしまして、0から18歳まで、子どもの健やかな成長をしっかり支える。そうした取組を既に行っているところであります。国のほうも都のほうも加速化する取組がありますから、また、千代田区も先駆けた取組を果たしてまいりたい、そのようにも考えております。

そして、5月8日からは、もうコロナの5類ということで、地域のイベントがとても多くなりました。明日も、区内では4つほど縁日や納涼会というのがありますし、また、今日からは夏休みが始まったということで、各地でラジオ体操も始まっていることだと思います。夏休み、様々、子どもが交流する、外に出る機会も多くなると思いますので、地域の皆様には見守っていただければと思います。

最後に、1つご報告になるんですが、もうご存じのとおり、昨日、甲子園の東東京大会で、千代田区立九段中等教育学校が試合に出ました。堀越学園と戦ったんですけども、堀越学園は前の試合のときに、二松学舎と戦って、二松学舎を下した堀越学園と戦いまして、九段中等教育学校は1対5で負けたということでもあります。ただ、しっかり1点は取ったということでもありますし、九段中等教育学校の歴史上、初めてベスト32になったということでもありますので、今後も子どもたちの活躍を見守っていただければということでございます。

少し脱線してしまいましたけれども、皆様からは、ふだんお感じになられていること、また、様々なご意見等、本日頂ければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

子ども総務課長

区長、ありがとうございます。

それでは、議事に入る前に、事務局から資料の確認をさせていただきたいと思っております。

まず、本日の資料ですけれども、4点ございます。まず、協議会の次第、A4判でございます。それから、表紙が黄色の冊子。それから、本日ご出席いただいている皆様の席次表。それから、その他、リーフレットなどをお配りしております。

資料が不足している場合には、席にお持ちいたします。皆様、資料等はいかがでしょうか。

(は い)

子ども総務課長

ご確認ありがとうございます。

もし途中で資料がないことにお気づきになりましたら、近くの事務局職員にお申しつけくださいますよう、お願い申し上げます。

それでは、区長、進行のほうをお願いいたします。

樋口会長

はい、分かりました。

では、次第3、委員紹介に入ります。事務局よりお願いいたします。

子ども総務課長

はい。それでは、本日もお配りしております冊子の54ページをご覧ください。

こちらに青少年問題協議会委員の皆様の名簿を掲載させていただいております。名簿に星印のついている方がいらっしゃいます。今回、新たに委員になられた方でございます。本日は、恐縮ですが委員名簿をご覧いただくことでご紹介に代えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、今回、新たに委員になられた皆様には、先日、委嘱状を郵送させていただいております。また、本日のご出席者につきましては、お手元の席次表をご覧くださいませよう、お願い申し上げます。

以上でございます。

樋口会長

はい。それでは、次第4の報告に入る前に、本協議会の基本方針などについて、事務局より説明をお願いいたします。

子ども総務課長

はい。それでは、お配りしております冊子の2ページ目と3ページ目をご覧ください。見開きとなっております。本協議会における基本方針と体系図となっております。冊子の2ページ目、3ページ目をご覧ください。

本協議会の基本方針でございますが、「青少年問題協議会は、「大いなる可能性を持ったかけがえのない存在である青少年の健全育成は社会全体の責務」であるという認識に立ち、家庭、学校・園、地域等と一体となって、青少年が将来にわたって幸福な生活を送ることができるように総合的な取り組みを行います」としております。この基本方針を基に、重点目標を3つ、取り組みの方向性を(1)から(7)の7つに整理をさせていただいております。

取り組みの方向性ごとの具体的な施策・取組については、一番下の欄に記載してございますが、ページをめくっていただいて、4ページ目から16ページ、その具体的な施策の内容説明を掲載させていただいております。よろしければ、後ほど、ぜひ、ご覧ください。

続いて、17ページ目をお開きいただけますでしょうか。青少年健全育成に関する推進体制を図でお示ししております。

こちらの図にございますとおり、青少年問題協議会委員の皆様をはじめまして、青少年対策地区委員会、あるいは、各種関係団体・機関の皆様と協力をしながら、施策を推進してまいります。また、本協議会は、昨年度まで、定例会を年2回、7月と2月に開催させていただいておりましたが、今年度は、現在のところ、今回の1回の開催とさせていただく予定でございます。しかしながら、開催が必要となる事案が発生した場合には、第2回を開催させていただきたいと存じますので、その旨、ご了承いただければと思います。

報告は以上でございます。

樋口会長

はい。続きまして、次第4、各機関からの報告に入ります。

初めに、最近の少年非行の状況につきまして、区内4警察署を代表して、

生活安全課長代理(老田)
樋口会長
生活安全課長代理(老田)

神田警察署、老田生活安全課長代理よりお願いいたします。

はい。

座ったままでどうぞ。

皆さん、おはようございます。ただいまご紹介いただきました神田警察署生活安全課長代理の老田と申します。委員の皆様方には、平素から警察業務にご理解、ご支援を頂きまして、誠にありがとうございます。この場をお借りして、厚くお礼を申し上げます。

今回、少年非行の状況ということで発表させていただきます。お手元の資料の19ページ以降を順次ご覧ください。

19ページは用語の解説になりますので、割愛をさせていただきます。20ページから、区内の警察署の少年事案の推移ということで、平成21年以降、載っております。これ、区内警察署の活動ということで、先に全庁、東京都内のそれについて、説明をさせていただきます。

令和4年中、東京都内において、非行少年として検挙、補導された少年、全部で4,038人ということで、前年比28名、0.7%の減少ということになりました。そのうち、刑法犯の少年は3,042件、前年比プラス117名と。逆に、特別法犯、大麻とか覚醒剤とか、そういうのがメインだとは思いますが、そちらのほうについては、675名、前年比で45名のマイナスということで、ぐ犯少年、それについては321名、前年比100名のマイナスということになっております。

実際、令和5年中の数値なんですけども、ちょっとまだ本部に確認をしても、確定値が出ていないということなので、あくまでも、おおよそこれぐらいということで発表させていただきます。区内、非行少年全部で35名、検挙、補導があったということで、うち刑法犯が20名、特別法犯が15名ということで、検挙取扱いがありました。ぐ犯については、今年、上半期はなしと。不良行為、いわゆる、たばこを吸っていたとか、深夜徘徊していたとか、補導の関係で、約170名ということで取扱いをしております。刑法犯については、圧倒的に窃盗犯とかが多いんですけども、ほかに、いわゆる粗暴犯ですね、暴行だとか傷害だとか、そういうのですとか、あと、知能犯、いわゆる、詐欺とか、そういう系統のもの。特別法犯でいきますと、いろいろ痴漢とか、そういうのが多いんですけども、ほかに大麻ですとか、児童買春ですとか、銃刀法だとか、そのような扱いが上半期、各警察署で取扱いをしております。

各署別の少年事案の特徴という部分については、資料21ページに各署から特徴だとか、逆に、その問題点・対策ということで、既に出しておりますので、活用させていただきますけども、先般の銀座の時計屋さん、いわゆる強盗があったんですけども、そのうちのほとんどが少年の被疑者と、どこまで上に行くのかなとも読めない状況ですけども、いわゆる、闇バイトが最近はやっぱいろいろ入ってきているのかなというところで、なかなか上への突き上げも難しいのが実情ではあるんですけども、やっぱり一つ一つきち

んと事件捜査して行って、しかるべき強制措置を施すということでやっていきたいと思っております。

あと、もう1つ、やっぱりSNSの関係で、闇バイトもSNSを使ったりはしているんですけども、いわゆるト一横キッズということですね、歌舞伎町に集まった子たちも、やっぱり千代田区内の子も限らず、増えてきてはいるというところで、ただ集まって何をすることもないんですけども、隣にいる子はみんなお友達みたいな、そういう感じでやっている。中には、どうしても被害に遭ってしまったりとか、あるいは、逆に、何かしらの犯罪行為にちょっと加担してしまったりというところもありますので、そこもまた育成、少年の育成活動というの、そこを通じて、また支援をしていきたいと思っております。

発表については、以上とさせていただきます。

樋口会長

はい。ありがとうございました。

この報告案件に関するご質問については、後ほど一括してお受けさせていただきます。

続きまして、東京都児童相談センターにおける相談状況につきまして、東京都児童相談センター、富岡相談援助担当課長よりお願いします。

相談援助担当課長(富岡)

はい。皆様、おはようございます。ただいまご紹介いただきました東京都児童相談センター相談援助担当課長の富岡と申します。

まず初めに、千代田区の地域関係機関の皆様におかれましては、日頃より東京都の児童福祉行政にご理解、ご協力いただきまして、厚く御礼を申し上げます。

私のほうからは、当センターにおける相談状況についてご説明をさせていただきます。資料につきましては、26、27ページでまとめさせていただいておりますので、ご覧ください。

東京都の児童相談の対応状況でございますけれども、この記載は速報値という形になっておりますので、今後公表される数値と若干相違するところがございますが、傾向ということで見ていただければと思います。

①のほうに書かせていただいている児童相談所の相談件数の推移ですけれども、東京都の児童相談所と特別区の児童相談所が何件かございますので、全て合わせた数でということで、令和4年度の相談件数については、5万6,370件ということで、グラフを見ていただくと分かる通り、右肩上がりの状況がずっと続いているという状況でございます。虐待相談もしかるにずっと増加の傾向という状況になっております。

加えて、虐待内容別の状況でございますけれども、27ページのほうをご覧くださいと、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、保護の怠慢(ネグレクト)ということで、4種類の虐待統計で分けているところですが、心理的虐待が圧倒的に多く、全体の約60%を占めているという状況でございます。これは、子どもの前での面前の夫婦げんか、DV、これが心理的虐待に含まれておりますので、ここが、かなり数目としては上がってきているとい

う状況でございます。

資料にはございませんが、千代田区のお子さんのケースについて、当センターが相談受理をさせていただいた数目でございますけれども、令和4年度については、被虐待相談については181件となっております。令和3年度と比較すると、40件の増ということで、こちらのほうも増加をしてきているという状況でございます。また、相談内容でございますけれども、印象ではございますが、かなり対応困難なケースが多くなってきているというところでございます。

被虐待相談については、重篤な案件等々もある中で、最近、心理的虐待もそうなんです、1つは、お子さんに発達特性がかなりあって、結果的に保護者からの虐待が起こってしまい、通告に至るというケースも出てきているという、数としては多くなってきている状況かなと思います。よくよくお話をお聞きすると、保護者のほうも大分対応に苦慮していて、疲弊している状況が聞き取れるような状況があって、こういう場合、普通に保護者自らが相談機関に相談できれば、育成相談ということで、虐待に至る前に、それぞれの機関で対応ができるのだろうというところなんです、なかなか保護者のほうが、これまでの相談機関とのやり取りですとか、関係機関とのやり取りの中で、傷ついたりですとか、意固地になってしまったりというところの中で、固く閉ざしてしまって、機関となかなかつながろうとしない、あるいは、つながれないという、結果的には孤立をさせてしまっている状況がよく見られるところでございます。

そういう中で、どうしてもそういう保護者に至っては、対応困難な保護者という評価をされる状況があり、なかなかそこから一歩踏み込むということができず、結果的に、地域の関係機関の皆様からは一時保護をしてほしいというご相談を頂くことも、この近年、多々出てきているところでございます。

ただ、お話しさせていただくと、一時保護も、私たちも安全を確保するためにしますけれども、その多くは、ほぼほぼ、施設入所に、あるいは、里親委託等になるケースについては3割程度ですので、多くは家庭復帰という状況になることが多いです。当然、一時保護の間に、ご家族との調整だとか、親子関係の調整を図り、地域の関係機関の皆様とも役割分担をした上でお帰しするという状況でございますけれども、やはり、ほとんどは家庭復帰をしていくというところで、復帰後の支援継続ということを考えていくと、やはり地域の身近な子ども家庭支援センターをはじめ、関係機関の役割というのはとても重要だと改めて認識をしているところです。

ですので、一時保護は、当然、私たち、措置権を持っている人間として、厳選たる厳しい目でしっかりと把握を、判断をしていかなきゃいけないと思っておりますが、一方で、そういう保護者に寄り添って、気持ちにつながるというところは、まさしく地域に身近な関係機関の皆様のご役割という、できるところかなととても思っておりますので、ぜひ、その対応は、私たち

よりも地域の関係機関の皆様が得意とする役割のほうかと思っておりますので、ぜひ、お願いをできればと思っております。

加えて、先ほど警察のほうからお話もありましたけれども、非行事案の中で、ト一横の問題もございますけれども、他府道県からのお子さんも数多く児童相談センターのほうに身柄通告という形で、通告を頂いているという状況でございます。千代田区については、そこまで、ト一横に比べれば、まだ数目としては少ないところですが、ただ、秋葉原もございますので、秋葉原で補導をされて、保護されて、他道府県の方が身柄通告という状況もございますし、そういうお子さんの話を聞くと、秋葉原ですと、いわゆるコンセプトカフェというんですかね、コンカフェで、ある程度、就労というか、体験入店というんですか、よく分からないんですが、そこで金銭を得て、数か月生活をしていたお子さんが保護されるということも多々あります。この辺りも、警察の皆様とも連携を図りながらと思っておりますので、引き続き、よろしく願いいたします。

私からは以上です。

樋口会長

はい。ありがとうございました。

続きまして、各団体における青少年健全育成施策につきましてご報告をお願いします。

まず、本区の自殺対策につきましては、健康推進課、林田保健相談係長、お願いします

保健相談係長

初めまして。健康推進課保健相談係の保健師をしております林田と申します。本来でありましたら後藤健康推進課長が伺う予定でしたが所用で欠席のため、代わって林田がご説明させていただきます。

私は、今、保健所5階におります。保健所は区民の健康を守っていくという大きな使命がございます。健康推進課の仕事は、区民に身近な健康づくりや生活習慣病予防対策、あと、母子保健、予防接種のほか、精神保健、難病対策、結核、感染症、A I D Sなどの専門的な保健サービスを担当しております。健康推進課の保健師は今15名おり、特に私の係である健康相談係は10名の保健師で千代田区全域の地区を担当し、妊婦さんから赤ちゃん、子育て中のご家族の方、また、千代田区に住む全ての区民の皆様を対象に、家庭訪問や電話相談などを通じて、保健予防活動を毎日行っている次第でございます。

では、本日、健康推進課が中心となりながら行っている自殺対策の取組について、説明をしたいと思います。資料のほうは29ページとなります。

まず初めに、自殺の現状ですが、数字はお出ししていませんが、東京都の自殺者は、東日本大震災もあった平成23年をピークに減少してきております。しかし、令和2年以降は、再び、また増加傾向になっております。これは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響などで、自殺の要因となり得る状況があったと考えられています。

千代田区内を見ても、令和3年の死亡原因は第6位でした。実際の

人数でお伝えしますと、令和2年は17人、令和3年は13人の方が自ら命を絶たれてしまったというような現状です。過去7年間、平成29年から令和3年の間の傾向を見てみますと、大体、年齢は30代から40代の方で、40%を占めているような状況になっております。また、お仕事を持っているのか、持っていないのかというところを見てみますと、お仕事を持っている方が4割、また、学生さんや生徒さんも2割強という形を占めているというふうに言われております。

千代田区では、平成31年3月に、千代田区自殺対策計画を策定し、区内全体で自殺対策に取り組んでいます。自殺のリスク要因としては、心の問題だけではなく、生活困窮、孤独、孤立、虐待、ひきこもりなど、社会的要因が考えられるため、広く様々な関係機関や部署と連携しながら取り組んでいく必要があります。

では、29ページをご覧ください。自殺対策の関連では、この4分野について、予防対策を健康推進課では行っております。左上の働き盛りの方や学生に対する対策では、ゲートキーパー講習会というのを開催しております。これは、企業や大学生、あと、区の職員、民生・児童委員に対して行っております。

ゲートキーパーの詳しい内容は、次の30ページに出ておりますので、ご覧ください。ゲートキーパーの「気づく」、「聴く」、「つなげる」、「見守る」といったことを中心に皆さんの声を聞き、見守っていく人を、大勢、地域の中につくっていくことで、自殺を予防しようという動きとなっております。

精神保健講演会は毎年実施しております。今年は、女性のためのメンタルヘルスが主題で、ワーク・ライフ・バランスについて講演を行う予定です。これは9月30日、ウェブ講座で行う予定になっております。昨年分については、いつでも見られるように、区のホームページにユーチューブでアップしておりますので、ご覧になっていただければと思います。

心の相談室は月2回実施しております。精神的な悩みを持つご本人やご家族からの相談を、精神科の医師が行い、医療や専門的な支援につなげております。

普及啓発の活動としては、「死にたい」や「心」などのキーワードで、区のホームページに訪れた方が相談につながりやすいように、ホームページのほうを見やすいものとして、随時、更新をしています。今回、机上にお配りしましたが、このボールペンですね、健康推進課と書いてありますが、このQRコードを読んでいただきますと、区の自殺防止のホームページにつながります。もしよろしければ、今、スマホでご覧になりながら、私の話を聞いていただければと思っております。区の自殺防止のホームページには、資料の33ページにあります相談の連絡先一覧も掲載されております。

また、3月の自殺対策強化月間、9月の自殺予防週間には、このボールペンやティッシュをつくって、リーフレット等と一緒に持ち帰りいただける

ように啓発に努めております。また、この啓発品やリーフレットなどについて、イベント時など、置いていただける機会がございましたら、保健所にご連絡いただきますと、お持ちしたいと思っております。

では、29ページのほうに戻ります。

左下の障害のある方への支援としては、精神障害者の居場所として、デイケア、また、一人暮らしの心の病を抱えた方を対象に、精神の家族会と一緒に食事会を年2回ほど行っています。また、支援が必要な場合は、医師や保健師が、アウトリーチとあって、お住まいの場所に出向いて、相談支援を行ったり、医療につなげたりということも行っています。

右上に移ります。子どもや地域に対する支援です。子どもの危機、困難への気づきとしては、乳幼児に関する電話相談、窓口対応や訪問などの対面相談、乳幼児集団健診、今、3～4か月健診、1歳半健診、3歳、5歳と4つの健診がありますが、こちらの中から保健師がピックアップしていくような形をしております。ここで、子どもの困難や危機、虐待のケースなどの可能性を感じ取って、専門機関につなげております。

地域に対する支援は、そのほか幾つもありますが、今年度は、ゲートキーパー養成講座を民生児童委員さんに行っていく予定となっております。

右下の妊産婦に対する支援につきましては、今、ままばば面談とあって、妊娠期の妊婦さん全員に対して、保健師が面談を行っております。常に寄り添いながら、出産、産後と、切れ目のない支援を児童・家庭支援センターと協力しながら行っています。また、全ての生まれた赤ちゃんを訪問し、産後のママの状態を把握して、産後ケア事業につないだり、健やか親子相談という子育て相談につないだりしています。また、産後うつから自殺につながる率も高いので、産後うつのリスク評価を妊娠中、産後、それから、乳幼児健診等で必要な支援につながるよう行っており、必要な支援につながるように、伴走型支援を行っています。

また、今年から、流産、死産を経験された方向けに、さくらグリーフサポートという名前で、保健所の心理士と保健師がゆっくりと話を聞いていくというグリーフケアも始めました。

自殺予防や気づきのための取組以外にも、自殺未遂者に対する支援も行っております。千代田区では、救急病院と連携をし、再度の自殺等を防いでいくために、救急病院と連絡体制を取っております。連絡を受けますと、保健所の保健師や心理士が訪問をし、ご本人や家族にアプローチして、背景にある問題を一緒に考え、支援していくような形を昨年から実施しています。

これら、いろいろな人たちに対する支援を保健所は実施しておりますが、そのほかにも、ネットワーク強化としまして、警察、学校、病院などと連携会議を持ち、顔の見える関係に努めております。何か事があったときには、スムーズな対応ができるようにしていきたいと思っております。これからも、地域の皆様と一緒に大事な命を守っていく活動を続けていきたいと思っております。

樋口会長

以上です。ありがとうございました。

はい。ありがとうございました。

続きまして、LGBTQへの支援、理解促進につきましては、永見国際平和・男女平等 인권課長、お願いします。

国際平和・男女平等 인권課長

皆様、こんにちは。地域振興部国際平和・男女平等 인권課長、永見でございます。日頃より、国際平和事業や男女平等 인권施策に関しまして、ご理解、ご協力を賜り、ありがとうございます。私どもの課は、区役所の10階にあります、相談機能や学習機能、情報機能、支援機能、交流機能を持った男女共同参画センターMIWを所管している課でもございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、LGBTQへの支援、理解促進というテーマで、LGBTQについての基本的な事項と区の出組を中心に、概略ではございますが、少しお時間を頂戴してご説明申し上げます。

こちらの冊子は36ページとなっておりますが、本日、お配りしております3つの資料ですね、東京都が作成しております、三つ折りのオレンジの小さなリーフレット、それから、カラーの第6次千代田区ジェンダー平等推進行動計画（概要版）、それから、A4のカラーのMIW相談室、こちらのお配りしている資料を基に、ご説明を申し上げたいと思います。

まず、三つ折りの東京都のリーフレット「多様な「性」があること、知っていますか？」をお手元にご準備ください。

こちらのオレンジの左側の部分でございます。先ほどからLGBTという言葉を使っておりますが、リーフレットの左側に囲みの中、LGBTは、代表的な性的マイノリティの頭文字、Lはレズビアン、女性同性愛者、Gはゲイ、男性同性愛者、Bはバイセクシュアルで両性愛者、Tはトランスジェンダー、身体の性と異なる性別で生きる人、あるいは生きたいと望む人です。さらに、こうしたLGBTの枠に当てはまらない人もおまして、性の在り方、セクシュアリティはとても多様で、様々でございます。

最近では、LGBTsと複数で意味をする「s」をつけたり、「Q」をつけて、Qはクィアやクエスチョニングの頭文字で、性的指向や性自認がまだ定まっていない人を示して、LGBTQと表記したりしています。区は、今年度からLGBTQと表記をしております。

性の在り方は様々で、個人のアイデンティティに関わる大切な問題です。性的マイノリティの方の割合は、このリーフレットによれば、20人に1人存在すると言われており、学校の40人のクラスであれば、1クラスに1人から2人いると言われております。また、様々な統計がございまして、人口の約3%から10%とも言われています。クラスに1人から2人とご紹介したように、割合が少なく、マイノリティであるがために、まだまだ周囲の理解が得られず、性的マイノリティの人たちには、自分の性自認、あるいは、性的指向を打ち明けられずに苦しんでいる人、不安を抱えている人がいます。

次に、LGBTに関する最近の国の動向でございますが、先月の6月、L

ＧＢＴ理解増進法が成立、その正式名称は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律です。この法律により、国はＬＧＢＴ理解増進のための基本方針を定めなければなりません。そして、我々区市町村は、国の基本方針や都の計画に沿って、ＬＧＢＴ理解増進、差別解消の推進のため、基本計画の策定が義務づけられております。

では、千代田区では、現在、どのような取組が行われているかを少しご紹介申し上げます。お配りしました第６次のジェンダー平等推進行動計画の概要版、こちらのほうを１枚おめくりください。

カラーの施策の体系のページがございます。そちらの一番左側、「性別による不平等がなく、だれもが自分で生き方を選ぶことができ、その選択が認められて参画できる社会の実現」、こちらを基本理念としております。

少し右に行っていただいて、目標の欄、目標１、人権を尊重し、健康的な生活を支援するの中の施策の方向の４番目に、ＬＧＢＴｓへの支援と人権尊重のための施策の推進が位置づけられております。

その推進のために、平成２８年度から毎年継続的に国際平和・男女平等人権課や男女共同参画センターＭＩＷにおいて、ＬＧＢＴＱの普及啓発の各種講座や、性的マイノリティの方の相談事業などを実施しております。

行動計画に沿って、例えば、ＭＩＷでは、「職場で、学校で、私の性を生きる」と題して、性的マイノリティの当事者を講師に迎え、学校や職場、家庭での理解と対応を学ぶ講座なども開催しました。また、区内の大学生をゲストに迎え、トランスジェンダーの講師と車座ディスカッションで、多様な性の在り方を学ぶ講座も実施しました。各回、５０名前後のご参加を頂き、やはり関心の高さ、理解をしようという姿勢が年々うかがえております。

次に、お配りしましたＡ４のＭＩＷの相談チラシにありますように、今年度も、ＬＧＢＴＱの相談を月２回実施しております。当事者の方以外にも、ご家族や学校、企業等からのご相談も頂けます。また、ＬＧＢＴＱの当事者と支援者と一緒に、ファシリテーターと一緒におしゃべりをする癒やしの場も年３回実施しております。

相談窓口の周知は、広報千代田の毎月２０日号、また、ホームページ、チラシなどを図書館や区の窓口配置し、ご案内しております。また、現在は、ＬＧＢＴＱを知るハンドブックを作成中です。まずは、理解促進のためのハンドブック、ハンドブックに掲載予定の事項は、ＬＧＢＴＱに関して知っておきたい基礎知識や、当事者が社会で直面する困難や相談窓口などです。今後、ホームページでのご案内や、多くの区民の皆様へ届くように、理解促進のための取組を進めてまいります。

ＬＧＢＴ理解増進法が施行されて、自治体には、理解促進や差別解消への対策が求められております。今年度は、区内の学校に通うお子さんの保護者の方向けに、出前講座を実施させていただく予定でおります。男女共同参画センターでも、引き続き、ＬＧＢＴＱをテーマにした講座の実施や、情報紙

などでも取り上げ、情報を発信してまいりますので、どうぞ、今後ともご理解、ご協力のほど、お願い申し上げます。

簡単ではございますが、私からの説明は以上でございます。ありがとうございました。

樋口会長

はい。ありがとうございました。

続きまして、スポーツ推進委員協議会の活動につきましては、植田会長、お願いします。

スポーツ推進委員協議会会長

恐れ入ります。千代田区スポーツ推進委員協議会会長の植田と申します。

皆様、38ページをご覧ください。千代田区スポーツ推進協議会の取組みについては、こちらに書いてありますが、まず、スポーツ推進委員とはということで、どういったものか、最初にご説明させていただきます。

昭和36年に制定されたスポーツ振興法により、その当時は、体育指導員という名前でしたが、を設置することが制定されました。50年ぶりに改正され、平成23年にスポーツ基本法が公布され、名称もスポーツ推進委員と変わっております。

スポーツ推進委員は、このスポーツ基本法第32条に基づき、市町村におけるスポーツ推進のため、地方公共団体の規則、千代田区の規則によって、スポーツ推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツ実技の指導、その他、スポーツに関する指導及び助言を行うものとなっております。

(3)の構成について、30名以内ということですが、現在は26名で活動しております。委員同士の推薦であったり、区報を通じて、公募を行っております。

青少年の健全育成の施策ということですが、平成25年に行われた東京国体「スポーツ祭東京2013」で、ドッジビーが千代田区としてのデモンストレーション競技として制定され、この約2年ほど前から、千代田区の8校の小学校にそれぞれ指導に行っております。

ドッジビーというのは、フリスビーの、少し柔らかい、当たってもそんなに痛くないようなボールで、ドッジボールみたいなことをする競技です。それがデモンストレーション競技になり、小学校を通じて普及をしております。東京国体が終わった後も、小学校などは、放課後の時間などにも、そのまま指導を続けております。

あと、こちらに書いてありますが、今年度、ニュースポーツとして、ポッチャを推進しております。小学校の校長会や幼稚園長会のイベントなどにも指導に行っております。また、ほりばた塾の講座として、体力測定会を実施しております。体力測定会は、スポーツ推進委員全員、資格を取って、皆様にご指導しております。

また、今年度、3番の今年度の取組みとして、区民スポーツ大会に限らず、7年ぶりに開催される区民体育大会でも、地域住民や関係団体と協力したいと考えております。また、スポーツ推進委員は、審判団として公平な審

判をするように日頃から努力をしておりますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

短いですが、以上になります。

樋口会長

はい。ありがとうございました。

最後は、人権擁護委員の活動につきまして、平井委員、お願いいたします。

人権擁護委員

人権擁護委員の平井です。千代田区の人権擁護委員の取組みについてご紹介いたします。資料は、40ページ、41ページをお開きください。

人権擁護委員というのは、人権擁護委員法に基づき、基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図ることを目的に、人権侵害の救済を目的とした人権相談や人権啓発活動を行っております。現在、千代田区では、8名で活動しております。

概略につきましては、この1番をぜひご参照ください。

2番の活動内容に参ります。

(1) 番の通年活動、こちらが先ほど申し上げました人権相談になります。法務省が実施する「こどもの人権110番」、LINEを使ったSNSの人権相談及び「こどもの人権SOSミニレター」を実施いたしまして、全国の子どもたちからの悩みや相談を受けております。電話相談に関しましては、保護者の方からのご相談がほとんどなのですが、ミニレターは児童ご本人から来ますので、学年に合った言葉遣いや相談内容を満たす返信を心がけて、相談に当たっております。

(2) 番、児童・生徒への人権意識啓発活動、ア、「人権メッセージ発表会」への参加。こちらは、区の小学校から毎年1校、順番に選び、人権メッセージの作成をお願いしております。1学年選んでいただきまして、児童全員にメッセージを書いていただき、学校にメッセージとして選ぶ作品を1点選んでいただきます。選ばれた児童は23区をまとめました人権メッセージ発表会におきまして、ご自分のメッセージを発表することになります。本年度は、9月に葛飾区で行われますが、参加者は400名から500名を予定しております。これだけの規模の会場で、ご自分のメッセージを発表するという事は、発表児童本人にとっても大変大きな経験になっているのではないかと考えております。

次に、人権の花運動、これも区内の小学校から1校選んでいただき、種とプランターを配付させていただきまして、人権の花を育てていただきます。こちらにも、夏休みの水やり等々、大変なこともあるのですが、児童・生徒さんにとっては非常に大きな経験になっているのではないかと考えております。

次に、全国中学生人権作文コンテスト、これは区内の中学校、中等教育学校から1校選び、作文を書いていただいております。こちらは、メッセージと違いまして、中学生の作文でございますので、時事的な問題を扱う作文が多いんですけども、最近多いのは、小学生のときにこんな体験をして、今

考えると、これはいじめじゃないか、人権侵害ではないかと改めて気づくと
いった内容のものも多くなっております。ぜひ、皆さんに参加していただき
て、人権感覚を身につけていただきたいと思います。

そして、(3)番は、これは千代田区独自の事業でございますが、人権標
語パネル展を実施しております。こちら、区内の中学校、中等教育学校か
ら標語を募集しております。そして、最優秀賞、優秀賞等を選定いたしまし
て、区の障害者週間・人権週間において、パネル展として、会場で展示して
おります。こちら、8人の委員で毎年選考するんですけども、同点決勝の
ようなことが起きて、2回、3回と選考をやり直すような非常にレベルの高
い標語を頂いております。

最後になりますが、令和5年度の取組みとしまして、「インターネットと
人権」に関する講演会の開催などに取り組み、引き続き、基本的人権を擁護
し、人権、自由人権思想の普及高揚を図ることを目的に活動してまいりま
す。

以上です。

樋口会長

はい。ありがとうございました。

以上、6件のご報告を各ご担当から頂きました。

まず、報告につきましてですけれども、何かご質問等おありでしょうか。
よろしいでしょうか。

(なし)

樋口会長

はい、分かりました。そうしましたら、次第5の意見交換のほうに移らさ
せていただきます。ご意見、情報提供等ございますでしょうか。

それでは、私のほうから少しお伺いしていきたいと思えます。

冒頭申し上げましたが、コロナが5類に変わったということで、教育活動
もコロナ以前の形に戻りつつあるということでもありますけれども、子どもた
ちの様子に変化があるかということです。そうした意味では、学校を代表し
ていただきまして、麴町中学校、堀越校長先生、お願いできますか。

区立中学校校長会会長

はい。それでは、麴町中学校校長の堀越です。よろしくお願ひいたしま
す。

まず、5類になった後の学校生活の状況ですけども、これまで3年間にわ
たって、全校生徒が一堂に会する全校集会のようなことがずっと3年間でき
なかつたというのがありまして、中学校というのは、先輩の姿を見て、後輩
たちが憧れの先輩、あるいは自分たちを律するという手本を見ながら、子ど
もたちが成長する機会が非常に大切な場面なんですけども、この3年間、ずつ
とできなかつたところが大きかったと思えます。それが今できるようにな
りまして、全校集会の機会を増やしていますので、身近にある手本という
ところで、子どもたちが生き生きするようになってきたなということが、ま
ず変化した部分になります。

もう1つは、変化した部分としては、これまで話し合い活動であるとか、あ
とは、実習的な教科がどうしても距離を保たなければいけなかつたというこ

との制約があったんですけども、それが少しずつ解除されてきているので、学習の幅が非常に広がってきており、教科書に載っているような学習が身近にできるように戻ってきたということはあります。

また、先日行ってまいりましたが、宿泊の行事ができるようになりました。修学旅行であるとか移動教室、こういったところについては、これまでだと、準備はするけども行けなかったというのの繰り返しがずっとあったんですけど、そうではなくて、もう行けるという前提で動いているので、期待感であるとか、ワクワク感というのがすごく高まった中で行けているということで、子どもたちは成長できたんじゃないかなと思っています。

そうはいつでも、一方で、変化していない部分がありまして、中学生の場合は、やはり思春期に入りますので、3年間、マスクを着けた状態での生活をしてきましたので、マスクを外す生徒というのが現状では非常に少ないです。想定より少ないです。やはりマスクが必要なんだと。あと、本校は電車通学の子が非常に多いですので、そこでやはりマスクを着けた状態で通学して、そのまま1日過ごすというようなところがあります。

あとは、感染症対策は依然として徹底しているところです。そうはいつでも、その他、6月にコロナではなくて、インフルエンザが急激に流行したということがあったり、いまだにコロナ感染で、コロナ陽性になる子がいて、かなり個別に見ると、数は少ないんですけど、重い症状は依然として続いているので、生徒とか教職員の中には油断できないというか、恐怖感というのはまだ残っているという状況になります。

以上です。

樋口会長

ありがとうございました。

校長先生から今お話いただきましたので、保護者という観点でもお話を伺えればと思います。

昌平小学校のPTAの齋藤会長、お願いいたします。

昌平小学校PTA会長

はい。齋藤でございます。よろしく申し上げます。

今、中学校の報告を聞いて、非常に興味深いなと思ったんですけども、私、昌平小学校、万世橋地区にありますけども、こちら、まず、3月の中旬ぐらいに、一度、マスクを個人判断とするという発表があったと思うのですが、その頃にちょうど学校協議会というものがございまして、校長先生たちと協議会メンバーとで直接お話しするという機会があったんですけど、そのときにお話しさせていただいたのが、マスクの個人判断といっても、結局のところ、子どもたちというのは、大人の言動であったりとか、行動であったりとかに大きく影響を受けると。3月の時点でも、5月、ゴールデンウィーク明けぐらいに5類に変わるというような話もあったんですけども、それに向けて、もちろん個人判断ではありますけれども、マスクを外すということに対して抵抗感になるべくつかないようにしてほしいというようなことを、浅岡校長先生のほうにちょっと話させていただきました。

その後、ちょっとどういった取組だか分からないのですが、その当時、3

月ぐらいですけども、子どもたちの中だと、やはりマスクがないと落ち着かないという、先ほど校長先生からもお話があったとおりなんですけど、落ち着かないという子どもも結構多かったんですけども、4月、5月で、大体、半数ぐらいに、見ている感じ変わって、授業中とか、学校内は分かりですけども、小学校の目の前に公園がありますので、遊んでいる環境とか、そういったところで見た辺りでの判断になりますけれども。この夏に至って、6月、7月ぐらいになると、大体、一、二割ぐらいであるなというような、ざっくりとした手応えを感じております。

こちら辺は、先生がいらっしゃったら、直接、どんな取組だったのかというのを聞きたいところではあるんですけども、昌平付近の子どもたちは、比較的、順応してきているのかなと思います。実際に、大人たちも、4月ぐらいはマスクを外しているのが一、二割ぐらいで、結構、意図的に意識して外さないと外れないのかなというふうにちょっと思っていたんですけども、ゴールデンウィークが明けますと、大体4割ぐらい。すみません。このデータは何かといいますと、僕、ふだん舞台の仕事をしているもので、大体、お客様たちがどれぐらいかけているのかなというのを何となく見ておまして、定量的にちょっと見ております。7月ぐらいには、大人たちも大分減ってきた状況ではあると思うんですけども、子どもたちも同じような流れに、昌平小学校の子どもたちはそのように見えます。

あと、5月のゴールデンウィーク前後から、秋葉原地区は外国人の観光客の方が非常に増えまして、まちなかがすごいにぎやかになっておまして、海外の方も結構マスクをしている人も最初の頃はいたんですけども、そういった方々も減ってきて、全体的な雰囲気的には、そういうのが変わってきているのかなというふうに思っております。

どちらかといえば、外国人のお客様が増えてきたので、あれですね、秋葉原地区だと、客引きのほうにむしろ気になっている状況でして、子どもたちにおいては、やはりそういったところで、孟母三遷の教えではないんですけども、なるべく、孟母は実際に子どもを引っ越しさせていますけれども、子どもたちが引っ越しさせるわけじゃなくて、今は、環境自体を大人が変えることもやはりできると思うんですよ。今、実際に千代田区のほうは、客引きの防止条例がありますけども、できるだけ罰則を含めたような改正を行っていただいて、今でも、やはり、夜、そんな遅い時間だと、子どもたちはあまり出回っていないんですけど、夜遅い時間になると、本当に数メートル置きぐらいに、以前よりは減りましたが、客引きのメイドのお姉様方がいるという状況が続いておりますので、こういったところを取り組んでほしいなというふうに考えております。

ちょっと脱線しましたが、以上になります。

樋口会長

ありがとうございました。

今、大きく2点あったかと伺いました。児童・生徒のマスクの着用、あるいは、意識していなくても、それに合わせてしまうという状況の話もあった

かと思います。また、実は、教育委員会のほうには、対面での給食を早く復活してほしいという話もありましたので、まず1点目のほうにつきましては、せっかくですので、教育長からお話を伺えればと思います。

教 育 長

教育長の堀米でございます。

今、会長さんからマスクのお話がありました。マスクは個人の判断でといっても、なかなか外さない時期がありました。学校のほうも、現場を預かっている責任上、より慎重になる。コロナが明けても、今のようにインフルエンザがはやっている。ほかの感染症がはやったりということで、そういうときは、やはり感染症対策をしていくということで、5月、6月についてはマスクを外すという、なかなか子どもたちもチャンスがなかった。また、思春期は、先ほど話があったかと思うんですが、マスクを取るのを特に嫌がると、中学生。素顔を見せたくないのか、あれなんですけど、そういった抵抗もあったということも事実なんですけど、今、大分、小学生も含めて、マスクはつけなくてもいいような形というか、つけない子どもたちも増えてきたかなというふうに思っています。

給食ですが、給食についても、黙食ということは、もうコロナの感染が始まってからも一切言っていないんですね。ただ、学校によっては、というか、食事をするマナーというか礼儀として、でかい声でべらべらしゃべりながら食べるのってマナー違反だろうというようなことで、そういうことのないようにという指導がひょっとしたら黙食と保護者のほうには取られた可能性もあるかもしれませんが、いずれにしても、5月、6月の校長会のほうで、私としても、黙食とは言っていないんだし、できる限り楽しく歓談しながら食べるということもいいのではないかと。ぜひ、それを試みてくれというようなことを話していきまして、7月ぐらいからですかね、それで各学校でできてきたのかなというふうに思っているところです。

状況によって、やはり感染症対策というのは、どんな場合でも、コロナだけではなくて、大切なので、またはやってくれば、そういうようなことになるかもしれませんが、給食についても、楽しくしゃべりながら、おしゃべりしながら食べられるというような形は、戻りつつあるかなというふうに思っています。

以上です。

樋 口 会 長

はい。ありがとうございました。

2点目のほうが、秋葉原の安全・安心、また、客引きの現状ということかかと思えます。その件については、区はもちろんなんですけれども、万世橋警察署におかれましては本当に鋭意取り組んでいただいているということでありまして、本日、稲葉生活安全課長もおられますので、コメント等いただければと思います。

生活安全課長（稲葉）

恐れ入ります。万世橋警察署の生活安全課長の稲葉と申します。

こちらの青少年問題協議会の2ページのところに、今日ご紹介いただいた秋葉原の取組について、AKIBA安全・安心プロジェクトということで、

次のページに、4ページのところに記載があるところでございます。

こちら、令和3年に秋葉原での客引き、立ち並ぶメイドさんたちの問題が特に大きく言われたところで、大きく取締りをいたしまして、一定の成果が出たということが現状でございます。当時、1,000件以上、110番があったところ、現在、250件を割り込むところまで110番が減りまして、客引きというところの悪質、執拗なお店のほうに引っ張っていくような状況については、ある程度解消されたのかなというところでして、今後の課題としては、違法とまで言えないけれども、一般の方にご不安を与えているような客待ちといったところに対する指導等について、区の安全生活課との連携をしていくと。そんな中で一線を踏み越えた店舗について、取締りをしていたり、また、きちんとした取組をされている店舗等の支援であるとか、そういった店舗方のほうが損しないように、マナー違反をしている店舗の中から悪質な店舗のほうを探して、そちらを警察の取締りにつなげていくと。そこまで至らない部分について、いかに地域の自主ルールで取り組んでいただくかというところをやっていきたいと思っております。

その中の、先般神田地区のところ、千代田区のほうでこのAKIBA安全・安心プロジェクトの取組の中で築いた関係を生かすことで、区の安全パトロールの中から具体的な違反の情報提供を頂きまして、初めて、都内で客引きさせる行為ということで、事業者側の取締りのほうを行うことができましたので、同じような形のところについて、秋葉原の事業者のほうにも、店舗側のほうのさせる責任について、先般、研修会で注意喚起をしたところでございます。

状況についてのご紹介は以上になります。

樋口会長

はい。ありがとうございました。

安全・安心プロジェクトで、本当に万世橋署さんが積極的に取り組んでいただいていますし、今、コメントもありましたけれども、実は、昌平小、あるいは昌平幼稚園、神田寺、あるいは地域の町会の皆さん、商店街の皆さんが様々情報提供を頂いていまして、そうしたことがこのプロジェクトの中で共有されると。それぞれの所管で動いていった結果、違法店舗については摘発が都度進んでいるというような状況であります。

これは秋葉原地区だけではなくて、実は、千代田区内においても同じことがあると思っております。適宜、何かまちの様子がこうなっているよと、あるいは、青少年の動きはこうなっているなということがあれば、近くの窓口なり、所管にお声をお寄せいただければ、私ども関係機関とも共有いたしまして、適宜、対策を取っていくことを進めてまいりたいと思えます。

まだお時間がありますので、ほかにもご意見等いかがでしょうか。

(なし)

樋口会長

そうしましたら、もう1点、せっかくですので、お話を伺えればと思えます。

地域のお祭りや行事などがもう数年ぶりに開催されているということであ

りますけれども、そうした中で、町会中心に、地域の様子というものが変化があるかということでもあります。よろしければ、麴町出張所地区連合町会の横山会長にお願いできればと思います。

はい。ただいまご紹介いただきました麴町出張所地区の横山です。

最近の、コロナの間のおきには、本当に子どもたちの姿はほとんど見かけない、学校にも行かれなかった時期というのがあったわけで、このコロナが明け始めて、5類になってからというか、学校が始まり出してから、やっぱり塾がまず先に盛んに子どもたちを参加させるというか、取り込むというか、そういうような形で、塾に行かれる子どもたちがかなり増え始めました。その後、普通のお子さんたちが、日中、学校終わりの後にお友達と遊びに行くとかというように少し増えてきたのかなという形で。

麴町エリアというのは、千代田区の中でも、子どもの人口比率が増えて、今、同じ千代田区の中でも人口が増えたり、減ったりしているところがあるんですけど、麴町エリアは、マンションや何かの建設が進んだりして、子どもたちがかなり増えてきています。

そこで、小さいお子さんのベビーカーとか、そういったのは、かなり昔に比べて増えてきたかなと。やっぱり、そうすると、安全・安心から考えると、ベビーカーとか、それから、車椅子だとか、そういったことで、段差のないような歩道とか、そういったところも、今後、ご協力、広い歩道があれば一番いいんですけど、そういうような形で、ご協力いただけるとありがたいかなというのが1つと。

一時期、家庭内にいたせいなのかもしれないんですけど、子どもたちが「ありがとう」という言葉を案外しゃべらなくなっちゃいました。人に対する感謝の気持ちを表しましょうという「ありがとう」と一般的に通常使いますが、意外と家にいたりするとき、「お父さん、お母さんありがとう」ということはあんまり言わないんでしょうし、学校でも、そういうことがあんまりないというのと、閉じ籠もっていた間、ゲームとかやっていたときには、「ありがとう」なんてゲームには出てきませんから、やっぱり、そういうことを考えると、昨今、「ありがとう」というような感謝の気持ちを表すお子さんがちょっと減ってきているのかなという気がしています。

お祭りなんかは、今年は、神田さんが本当は表だったので、麴町は裏だったんですけど、先日、靖国神社で行われた山車みこしを出した、これは小学校の4校にお声がけして、子どもたちの子どもみこしと山車を出したんですけど、15人ぐらいで、募集定員がいっぱいになってしまったというぐらい、小さい子どもたちも、親御さんも含めてだと思えますけれど、そういったイベントに飢えているという感じが如実に分かった今年だと思います。

また、今後、これからもいろいろ子ども会とか、いろんな納涼会とか、増えてくると思いますので、そういうところで、非行に走らず、安心・安全でできるような形がいいのかなというふうに考えておりますが、これから企画する側のほうもいろいろと気をつけて、注意していかないと、久々にいろん

なイベントをやるときに、思った以上に子どもたちや親御さんが参加してしまうという、それをちょっと頭に、念頭に入れた上で、いろいろとイベントを企画していかなきゃいけないかなと、先日の靖国神社のあれを見て、つくづく思いましたので、ちょっと一言しゃべらせていただきました。

こんなところでよろしいですか。

樋口会長

はい。ありがとうございました。

今も、2点頂いたかと思えます。1点目のところは、特に、区としても、お子さんが増えたということでのベビーカーですとか、あるいは、子乗せ自転車というか、そういう電動自転車もそうですね、あるいは車椅子の方と、足が悪い方、おられるかと思えます。そうした中では、各種区道においては、歩道の拡幅ですとか、いろんな人が歩きやすい道ということで、整備を進めているところでもあります。ただ、一方で、そこまでには至らないんだけど、セミフラット化ですとか、要は、歩道と車の出入口が重なっているところも、フラットにしていこうというセミフラット化の工事も順次行っている。これは、無電柱化とは別で行っているところでもあります。

あるご高齢の、もう90歳の方が風ぐるまのバス停まで行くときにも、横断歩道のちょっとした数センチがやはりもうつまずくようになってしまったと、そうしたこともあると思っています。段差がない、無段差の取組というのは、今後、横断的に進めていくべきだろうと考えておりますので、取り組ませていただきたいと思えます。

2点目は、私の所感になりますけれども、なかなか、うちの子どもを見ていても、事前に教えて、感謝しなさいと、何しなさいというのがいいのか、それも大事だと思うんですけども、一方で、地域のお祭りですとかコミュニティの中で自然と先ほどの校長先生のお話もありましたけれども、上級生の姿、あるいは、大人の姿を見て、子どもも学んでいく、まねていくということもあると思えます。

そうした意味では、本当に、明日も地域で納涼会や縁日があるかと思えますが、地域の皆さんと一緒に、子どもたち、想定以上に来られると思うんですけども、そうした中で、皆さんもそうした姿を見せていただきながら、導いてあげられるような地域社会があっていいなと、そのようにも感じたところでもあります。

すみません。私の所感でありますけれども、以上になります。

ほか、ご意見等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

樋口会長

はい。ありがとうございました。それでは、この辺りで、協議会を閉会させていただきます。委員の皆様、貴重なお時間を頂きまして、ありがとうございました。

あとは、事務局にお戻しします。

子ども総務課長

はい。ありがとうございました。

皆様、本日は、改めまして、ご多用のところ、お集まりくださいます、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、青少年問題協議会を閉会とさせていただきます。お時間いただきまして、ありがとうございました。